

○公立野辺地病院訪問看護ステーション運営規程

平成25年9月30日訓令第15号

改正

令和2年3月25日訓令第14号

公立野辺地病院訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立野辺地病院訪問看護ステーション事業の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 ステーションが行う訪問看護事業は、居宅で介護が必要になった者（以下「利用者」という。）に対し、訪問看護師を派遣し、利用者の心身機能の維持及び回復を図ることとともに、その家族の心身負担の軽減を図り家庭での療養生活が維持できるよう支援することを目的とする。

2 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するようなサービスの提供を行う。

3 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをし、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

(運営の方針)

第3条 看護師は、主治医をはじめ、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携の下に訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持、回復に努めるものとする。

2 看護師は、利用者の意思及び人格を尊重し、懇切丁寧な看護、介護及び指導を行うとともに常に利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努めなければならない。

3 看護師は、医学の進歩に対し適切な看護の技術の向上に努めるとともに常にその質の評価を行い、改善を図るものとする。

4 看護師は、訪問看護計画書に個々のサービスの目標、内容、実施期間を定め、実施状況のモニタリングを行うものとする。

(事業所の名称及び位置)

第4条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 公立野辺地病院訪問看護ステーション

(2) 位置 上北郡野辺地町字鳴沢9番地12

(実施主体)

第5条 訪問看護事業の実施主体は、公立野辺地病院とする。

(職員)

第6条 ステーションに勤務する職員は、次のとおりとする。

(1) ステーション管理者 常勤1人 (訪問看護職員 兼務)

(2) 看護師 常勤3人以上

(職務の内容)

第7条 職員の職務の内容は、次のとおりとする。

(1) ステーション管理者 ステーション管理者は、公立野辺地病院訪問看護

ステーション設置条例（平成25年条例第12号。以下「条例」という。）第3条の実施について総括する。

(2) 看護師 看護師は、利用者の看護、介護、日常生活上の指導を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めたときは、ステーションの業務を営業日及び営業時間外において行うことができる。

(ステーションのサービス提供方法)

第9条 ステーションのサービス提供方法は、次のとおりとする。

(1) 職員は、主治医の指示により、利用者の家庭を訪問し適切な看護を行うものとする。

(2) 職員は、あらかじめ作成された訪問看護計画書に基づき訪問を行い、訪問看護報告書を作成し、主治医に報告するとともに、訪問看護記録書にその都度記録し充実した看護に努めなければならない。

(使用料等)

第10条 条例第4条の規定に基づき、利用者が納付すべき使用料等は別表1のとおりとする。

2 前項の使用料等については、利用者又はその家族に対し説明し同意を求めるものとする。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の訪問看護事業の実施区域は、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村とする。但し、実施区域は、本ステーションから半径20km未満とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 公立野辺地病院訪問看護ステーション運営規則（平成25年規則第16号）に基づき速やかに措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた管理者は、当該利用者に係る関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、あらかじめ利用者の心身の状況等を把握しておくとともに緊急連絡網を整備しておかななければならない。

(機密保持等)

第13条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は保持しなければならない。なお、職員でなくなった後においても同様とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第15条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計測計画の変更を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓令第14号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓令第X号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

使用料等

区分		金額（※1）
処置材料費	医療材料、衛生材料等（※2）	実費
交通費 （※3）	事業所から片道10km未満	300円
	事業所から片道10km以上20km未満	500円
	事業所から片道20km以上30km未満	700円
	事業所から片道30km以上40km未満	900円
	事業所から片道40km以上	1,100円

※1 利用者の納付額は、上表金額に消費税相当額を加算した額とする。

- ※2 医師の指示に基づく指定訪問看護の提供に要するものを除く（医師から提供された量を超えて衛生材料等の使用を利用者が希望した場合や、緊急やむを得ない場合等のみ実費を徴収する。）。
- ※3 通常の事業実施区域以外において訪問看護を行う場合の交通費である。
なお、自動車以外は実費を徴収する。